この書類を提出すると、自動車税・自動車税（種別割・環境性能割）・自動車取得税の還付金は譲受人に支払われます。よくお読みください。

過誤納金（還付金）債権譲渡通知書

令和　　年　　月　　日

山梨県総合県税事務所長　殿

【譲渡人記入欄】　　**※必ず譲渡人（納税義務者）が自署、押印（実印）してください。**

譲渡人（納税義務者）	住所又は所在地		
	フリガナ		印 ※個人は実印 ※法人は登記済の代表者印
	氏名又は法人名		
	電話番号		

私は、次の 自動車税 自動車税種別割 自動車税環境性能割 自動車取得税 に係わる過誤納還付金に関する債権は、下記の者に譲渡しましたので通知します。

自動車の登録番号	課税年度	過誤納金の発生年月日及び発生事由（該当事由を○で囲んでください）
山　梨 富士山 （いずれかに○）　かな	平成 ・ 令和 年度	令和　　年　　月　　日（今後抹消予定の場合は予定日） 1　抹消　　2　重複納付 3　その他　（　　）

譲受人（還付金受領者）	住所又は所在地	〒　　－	
	フリガナ		
	氏名又は法人名		
	電話番号 （昼間連絡がとれる番号）		法人の場合 担当者氏名

【譲受人記入欄】

受領方法（いずれかを○で囲んでください）	振込先金融機関（いずれかを○で囲んでください）	
1　口座振込を希望する**（登録済・新規・変更）** ※一度口座を登録していただくと、次回から同じ口座に還付金を振り込みます。**既に口座を登録済みの方は記入不要です。**また、登録できる口座数は、1譲受人に1口座ですので、変更の場合、登録済の口座データは削除されます。	銀行・農協　　本店・支店 組合・金庫　　支所・出張所	
	※ゆうちょ銀行は振込専用の店名・預金種別・口座番号をご記入ください。	
	預金種別（いずれかを○で囲んでください）	口座番号　※右詰で記入
	1　普通　　2　当座	
	フリガナ	
	口座名義人 （譲受人名義）	
2　口座振込を希望しない ※後日送付する県税還付支払案内書により、山梨中央銀行の窓口で直接還付金をお受け取りください。お近くに山梨中央銀行がない場合は、口座振込を希望してください。		

添付書類

① 印鑑証明書（**原本（コピー不可）**：提出時点で発行から3箇月以内のもの）
　譲渡人本人が窓口に持参する場合で、運転免許証等により本人確認できる場合は省略可
　受付窓口で原本を提示した場合は、写しによる提出可
　発生事由が２・３の場合は、全ての領収書のコピー（領収印が鮮明なもの）を添付することで省略可
② 譲渡人の住所・氏名が納税通知書と異なる場合は、住民票、戸籍、登記簿等変更が確認できる書類（コピー可）

提出期限

○ 過誤納金事由発生日の**翌月10日まで（必着）**
　※提出期限が閉庁日（週休日、祝日）にあたるときは直前の開庁日となります。なお、期限後は一切受理できません。

注意事項

① 譲渡人は、当該年度の納税義務者（4月1日時点の所有者（使用者課税の場合は使用者））になります。
② 記載・押印漏れ、記載誤り又は添付書類不足等の場合は、返却または納税義務者に還付することがあります。
③ 記載内容の訂正は、訂正箇所を二重線で見え消しにし、訂正印を押印してください。
　訂正印のないもの又は修正液等で訂正したものは受理できません。
④ 譲渡人及び譲受人に未納の徴収金がある場合は、当該未納の徴収金に充当することがあります。
⑤ 納税義務者が亡くなっている場合は、抹消登録前に下記の提出先にお問い合わせください。

※名義人の同意なくこの文書を作成・提出すると、有印私文書偽造罪（刑法159条）及び同行使罪（161条）等の罪に問われることになります。

《提出先》　〒406－8558　山梨県 笛吹市 石和町 唐柏 1000－4
　　山梨県総合県税事務所 自動車税部 自動車税課 管理担当
　　TEL　055－262－4662

県税使用欄（処理欄につき記入不要）

受付日	入力日	口座確認担当者